

互助会定款及び運営規則の一部改正について

地方公務員等共済組合法の改正に伴う、地方公務員共済組合制度における組合員資格の適用変更により、令和4年10月1日以降、臨時的任用職員は公立学校共済組合三重支部の短期組合員及び船員短期組合員となることから、定款と運営規則の改正を行いました。

今回の定款及び運営規則の一部改正により、これまで互助会員であった臨時的任用職員等は引き続き互助会員となります。

なお、これまで互助会員の対象ではなかった会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員の方などについては、令和4年10月以降も互助会員の対象とはなりません。

① 定 款

改正内容（施行日：令和4年10月1日）

第8章 会員及び事務局

第47条 この法人に会員を置く。ただし、一般財団法人三重県職員互助会、一般財団法人三重県警察職員互助会又は一般財団法人三重県市町職員互助会に加入している者にあつては、この法人に重複して加入することはできない。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公立学校共済組合三重支部の一般組合員及び船員一般組合員
- (2) **公立学校共済組合三重支部の短期組合員及び船員短期組合員のうち、地方公務員法第22条の3、同法第26条の6、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条及び女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条に規定される臨時的任用職員**
- (3) この法人の常時勤務に服することを要する職員
- (4) その他評議員会が定めるもののうち理事会が承認した者

② 運営規則

改正内容（施行日：令和4年10月1日）

第3章 会員

(会員の範囲)

第4条 定款第47第2項第4号のその他評議員会が定めるものとは、三重県及び三重県教育委員会の所管する機関の職員、市町教育委員会事務局の教職員、市町教育委員会の所管する教育機関の教職員、国立大学法人三重大学教育学部附属小学校、同中学校、同特別支援学校、同教職支援センター及び同大学大学院教育学研究科の教職員、一般財団法人三重県退職教職員互助会職員、一般財団法人三重県教育文化会館職員、三重県教職員組合役職員（在籍専従許可を受けた者を除く。）、三重県学校生活協同組合職員、公立大学法人三重県立看護大学職員**並びに公立学校共済組合津宿泊所職員**をいう。

お問い合わせ 互助会 ☎059-213-0601

互助会

「子育て・介護・健康づくり支援事業」について

共済組合

互助会

退教互

三重県教育委員会

「子育て・介護・健康づくり支援事業」では、子育て・介護支援補助金の申請をすることができます。
 子育て支援補助金は**保育園・幼稚園や学童等を利用**、介護支援補助金は**デイサービスや老人ホーム等を利用**している家族がいる場合、補助の対象となる可能性がありますので令和4年度「利用の手引き」等でご確認ください。これまでに寄せられた問い合わせの中で補助金申請について代表的なものを紹介します。

子育て・介護支援補助金

Q & A

補助金に関する詳細は、令和4年度「利用の手引き」、「ベネフィット・ステーション会員専用サイト」又は「互助会ホームページ」をご確認ください。（「利用の手引き」は互助会ホームページから閲覧できます。）

Q. 利用している施設では支払いが通帳引落とし又は月謝袋です。どうすればよいですか？

A. 領収書の代替書類として、以下の書類も使用できます。

通帳引落としの場合…引落通帳の写し（通帳表紙（名義部分）と金額記載面の両方が必要）

※支払い内容が「引当助」「加化」「〇〇が丸」等、内容が確認できないものについては申請できません。
 支払内容が確認できる書類を補足書類として添付してください。

月謝袋の場合………月謝袋の写し（名前（フルネーム）、支払年月日、金額、施設名が必要）



Q. 子どもが2人いる場合、子育て支援補助金を2回請求できますか？

A. 子どもが2人以上でも、受付期間内1回10,000円（定額）の請求となります。

※令和4年度の補助金申請受付期間 令和4年6月1日～令和5年3月15日

Q. 夫婦で互助会員の場合、それぞれが同一の対象者の申請をすることはできますか？

A. 夫婦ともに申請することができます。ただし、領収書はそれぞれ別のもので申請してください。

Q. ベネフィット・ステーション会員ID、パスワードを忘れてしまったのですがどうすればよいですか？

A. 会員IDは互助会に問い合わせることができます。パスワードは再発行の手続きが必要ですので、下記のカスタマーセンター パスワード再発行 にお問い合わせください。

領収書と証明書の添付漏れにご注意ください！

補助金の申請には領収書と証明書が必要ですが、添付漏れによる不備が多くみられます。
 令和4年度「利用の手引き」等で、申請前に必要な添付書類を必ずご確認ください。

子育て・介護支援補助金、ベネフィット・ステーションの利用について

(株) ベネフィット・ワン カスタマーセンター

☎0800-9192-919 (フリーコールスーパー) 受付時間 10:00 ~ 18:00 年末年始を除く

ベネフィット・ステーション会員専用サイト <https://bs.benefit-one.co.jp/k-mie/>



お知らせ ベネフィット・ステーション会員ID・パスワードの問い合わせ先の変更について

会員ID・パスワードの問い合わせ先のみ、「利用の手引き」等に記載の上記の電話番号から、下記の電話番号に変更になりましたのでお知らせします。

(株) ベネフィット・ワン カスタマーセンター パスワード再発行

☎0800-9191-081 (フリーコールスーパー) 受付時間 10:00 ~ 18:00 年末年始を除く

お問い合わせ 互助会厚生事業係 山下 ☎059-226-5234

互助会「グループ保険」

～中途募集のお知らせ～

8月1日からの新規加入を逃した会員の方必見！この機会に新規加入することが出来ます！ぜひ加入をご検討ください！！

<「グループ保険」の特長>

①お手頃な保険料で大きな保障

団体制度ならではのスケールメリットにより、加入者が増え、加入規模が大きくなると保険料がお手頃になります。

②配当金の還付（今回は6カ月間で収支計算を行います。）

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じれば配当金として還付します。

※基本コース・基本コースプラス・医療コースは、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

なお、配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので将来お支払いする配当金額は確定していません。

医療コースプラス・傷害コース・重病克服支援コース・職場復帰支援コース・健康づくりサポートコースには配当金はありません。

③1年ごとにコースの見直し可能（今回は令和5年2月1日～7月31日の6カ月間です。）

ライフサイクルに合わせて毎年変更が出来ます。

④加入時の面倒な医師による診査がなく、手続は簡単（簡単な告知のみ）

⑤退職後も団体扱いで継続可能

基本コースプラスとセットで加入いただくことで退職後も保険年齢69歳まで継続出来ます。

（留意事項）

- ・在職時にご加入いただいた制度が対象となります。
- ・退職時のお手続きの際に基本コースプラスを付加することは出来ません。
- ・医療コースの互助会給付について、退職後は給付対象とはなりません。

<お申込み期間>

申込受付期間：令和4年11月8日～12月9日

責任開始期（加入日）：令和5年2月1日

<対象制度の一覧>**基本コース**

(本人・配偶者・子ども)

万一(死亡・高度障害)の場合、保険金を一時金または年金としてお支払いします。
公的遺族年金や公的障害年金等の補完制度として、ご遺族を長期間・安定的に守ります。

※公的障害年金の支払事由と基本コース(高度障害保険金)の支払事由は異なります。

基本コースプラス

(本人・配偶者)

万一(死亡・高度障害)・障害状態(障害年金1級)の場合、保険金を一時金または年金としてお支払いします。

また、障害状態(障害年金1級・2級)の場合、障害初期給付金をお支払いします。

※障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人が保障の対象となります。

※死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。

※障害初期給付金のお支払いは1回限りです。高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。

※基本コースプラスへの加入は基本コースへの加入が条件です。

医療コース

(本人・配偶者・子ども)

病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。

また、互助会給付により手術給付・入院給付(入院125~730日目)が受けられます。

※医療コースへの加入は基本コースへの加入が条件です。

医療コースプラス

(本人・配偶者)

病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保険金をお支払いします。また、三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病による入院・手術の場合、医療コースに上乗せして給付します。

所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。

※医療コースプラスへの加入は医療コースへの加入が条件です。

傷害コース

(本人・配偶者・子ども)

ケガによる通院、入院、手術を補償します。

通院保険金日額(本人) = 2,400円 入院保険金日額(本人) = 4,000円

※業務中・業務外も日本国内・国外も給付対象。

※傷害コースへの加入は基本コースへの加入が条件です。

職場復帰支援コース

(本人のみ)

ケガ、病気により免責期間180日を超えて就業障害が継続した場合に月額最高10万円・5万円を最長5年(55~64歳の方は3年が限度)まで支給します。所定の精神障害による就業障害の場合にも給付対象となります。

※職場復帰支援コースへの加入は基本コースへの加入が条件です。

制度内容の詳細は、[パンフレットをご確認ください](#)。

※今回の中途募集については「重病克服支援コース」「健康づくりサポートコース」の取り扱いはできません。

お問い合わせ**資料請求**

一般財団法人三重県公立学校職員互助会 保険係：富山 TEL：059-213-0601

制度内容

(引受会社・取扱代理店) 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部 法人営業第二部 担当：日比野
平日9：00から17：00まで

TEL：052-951-9102 FAX：052-951-9177

永年会員旅行補助金・永年会員特別給付金のご案内

通算会員期間が2022年3月末で25年の方が今年度の新規該当者です。

永年会員旅行補助金は、旅行補助金又は旅行クーポンのいずれかを請求できます。

永年会員特別給付金は、会員期間中に結婚祝金・出産見舞金・入学祝金をいずれも受給する資格が生じなかった方が別途請求できます。

- *通算会員期間の算定は、三重県職員、県内の市町村教育委員会及び三重大学附属学校へ異動した期間も加えます。(三重大学附属学校での初任の場合も含まれます。)
- *当会非会員の所属(三重県職員、県内市町教育委員会)で25年を迎え、2022年4月に再度当会の会員になった方も今年度の該当者として請求できます。
- *請求期限は、給付の事由が生じた日から3年となります。

⇒2020年3月末に25年を迎えた方で、請求がまだの方は今年度中に請求してください。

請求内容

請求書に以下の書類を添付してください。請求書は互助会HPからダウンロードできます。

<永年会員旅行補助金>

旅行補助金	7万円上限	(実際に行かれた旅行に対して)
旅行クーポン	7万円分	(JTB・日本旅行・近畿日本ツーリストから選択可)

※JTB…7万円分のトラベルギフトカード(有効期限10年)、日本旅行・近畿日本ツーリスト…1万円の旅行券×7枚

- ・人事記録カードの写し
- ・宿泊施設や旅行会社の領収書(旅行補助金の場合) ※会員本人フルネーム・利用年月日・金額を明記

<永年会員特別給付金>

給付金額	5万円
------	-----

- ・人事記録カードの写し
- ・戸籍抄本(原本)

お問い合わせ 互助会給付係 井坂 ☎059-226-5234

生命保険料控除証明書について

10月中頃、所属宛に「生命保険料控除証明書」を送付しました。

年末調整の保険料控除申告書に添付が必要ですので、大切に保管してください。

紛失された場合などお問い合わせは、下記へご連絡ください。

<団体扱いの生命保険会社>

第一生命	0120-157-157	朝日生命	0120-714-532
明治安田生命	0120-662-332	大樹生命	0120-318-766
住友生命	0120-307-506	富国生命	0120-259-817
日本生命	0120-201-021		

<グループ保険>

互助会	059-213-0601	明治安田生命	052-951-9100
-----	--------------	--------	--------------

お問い合わせ 互助会保険係 富山 ☎059-213-0601

特 集

令和4年度上半期(4~9月)の事業実績

互助会

●令和4年9月30日現在の会員数 15,850人

■給付事業状況

区分	種 別	件数 (件)	金額 (円)	対前年同期比			
				件数 (%)	金額 (%)		
給 付	会員医療費補助金	12,699	55,844,200	98.6	102.2		
	家族医療費補助金	3,837	19,476,900	101.0	111.5		
	後期高齢者医療補助金	0	0	-	-		
	会員入院療養付加金	511	7,592,000	104.3	119.6		
	ホームヘルパー雇用補助金	5	161,478	62.5	39.5		
	付添看護補助金	0	0	-	-		
	療養補助金	440	10,529,192	114.6	99.4		
	介護休暇補助金	11	2,864,253	122.2	112.7		
	福 祉	死 亡 慰 金	会 員	5	2,500,000	125.0	125.0
			配 偶 者	1	200,000	33.3	33.3
被扶養者			3	150,000	60.0	60.0	
事 業	遺児育英補助金	0	0	-	-		
	出 産 見 舞 金	会 員	165	4,980,000	99.4	100.0	
		配 偶 者	40	1,200,000	66.7	66.7	
	災害見舞金	1	100,000	-	-		
	結婚祝金	222	11,100,000	111.0	111.0		
	入学祝金	436	8,720,000	113.2	113.0		
	永年会員旅行補助金	109	7,375,940	75.2	73.4		
永年会員特別給付金	15	770,000	83.3	81.9			
小 計	18,500	133,563,963	99.6	102.0			
セカンドライフ資金	969	361,390,622	93.7	96.3			
合 計	19,469	494,954,585	99.3	97.8			

■貸付事業状況

種 別	件数 (件)	金額 (円)	対前年同期比	
			件数 (%)	金額 (%)
生 活 貸 付	55	87,300,000	134.1	139.7
奨 学 貸 付	12	27,600,000	92.3	94.3
結 婚 貸 付	2	3,200,000	66.7	57.1
自 動 車 貸 付	39	69,400,000	177.3	209.0
育 児 休 業 貸 付	2	4,000,000	200.0	200.0
災 害 貸 付	1	2,500,000	-	-
合 計	111	194,000,000	138.8	146.3

■福祉事業状況

事 業 名	期日	会 場	定数	応募	参加者
法律相談 楠井弁護士	年間	-	-	-	42
観劇鑑賞等補助事業	-	募集中止	-	-	-
指定宿泊施設利用補助	年間	-	-	-	172
文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設利用補助	年間	-	-	-	1,224

お問い合わせ 互助会 ☎059-213-0601